開東社会保険ニュース

No. 287　　令和５(2023)年１月

36 協定の届出実務

本年もよろしくお願い申し上げます。
さて本号では 36 協定の届出実務をお伝えします。

36 協定を有効とするには「労使間の締結」「監督署への届出」の両方が必要だということは、本ニュースでも何度かお伝えしてきました。

多くの事業場が 36 協定の有効期限を３月までとしており、そのため毎年３月に大量の 36 協定届（と他の協定届や就業規則変更届など）が労働基準監督署に殺到し、届け出た 36 協定届の写しなどが返送されてきたのが４月に入った後だったという事例が数多くあります。

その時点で正常に受け付けられていれば問題ありませんが、ここ数年で届出様式が変更になったこともあり、何かしらの漏れがあり受理されずに返送されてしまえば、36 協定が要件を満たしていない状態ということになります。再度届け出て受付が対象期間の初日を過ぎてしまっていれば、その間は時間外・休日労働の命令ができません。(監督機関の調査時に事情を考慮することがあるかもしれませんが、理論上は違法です。)

ここ数年の届出状況を確認し、どのような手続きが自社にとって安定した運用となるのか、対策が可能なものがあれば取り入れるとよいと思います。

１．設定する対象期間（有効期限）を検討する

対象期間のうち「月の単位」は賃金締切日と合致させないと運用が難しいのですが、１年である対象期間そのものは、必ずしも事業年度と合わせる必要はありません。対象期間をずらすことが可能であれば、行政の繁忙期を避けられます。ただ、事業年度に合わせて立てる事業計画に労働時間や時間外・休日労働時間が含まれているなら、事業年度と合わせるのが自然とも言えます。

なお、現行の 36 協定の対象期間内に新たな 36 協定を届出る場合には、従前の 36 協定の順守も求められ、重複した期間は二重の管理が必要です。(余談ですが、本年４月より施行される中小企業の 60 時間超の割増率５割については 36 協定の記載項目ではありませんので、記載し直しや、再締結する必要はありません。)

２．締結時期を早める

（１）過半数代表者を選出するタイミング

対象期間の初日とかけ離れた日程でなければ、対象期間はそのままで締結時期を早める方法があります。

36 協定締結の相手方である労働者の代表は、事業場で使用される労働者から代表者を選出することとなっていますが、「締結する対象期間に使用される」という条件がついているわけではなく、人事異動の辞令を３月や４月に出す場合にそれを待って締結する必要はありません。ただし、１年間などの任期制を採る場合で過半数代表者が不在になった場合は、再度選出することとなるでしょう。

（２）過半数代表者を選出する母数（適用事業場との関係）

労働基準法上の適用事業場は、原則は場所が異なれば別であり、「出張所、支所等で規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程度の独立性のないもの（例えば、新聞社の通信部（昭 23.5.20 基発第 799 号）や労務管理が一体として行われていない建設現場（昭 63.9.16　基発第 601 号の 2、平 11.3.31 基発第 168 号）等の場合には直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱う」とされています。そういった独立性のない事業場が多くぶらさがっていると、過半数代表者を選出する手続きに時間がかかります。各事業場で労働時間などへの指揮命令や年次有給休暇付与などの労務管理を行っている場合には、適用事業所の単位を見直し、各事業場を独立した事業場と捉えて 36 協定の運用を任せるという考え方もあります。

３．届出方法の検討

電子申請であれば、一定の未入力項目（例：チェックボックスなど）に対しエラーメッセージを出してくれるので、書面での届け出より記載漏れが少なくなるようです。ただし、３月の処理件数が多く結果がわかるのが４月にずれ込む例は、書面での届出と同様に発生しています。

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索　https://www.kaito-sr.com/
Facebook ページ　https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/
※本記事の無断転載は禁止しています。
社会保険労務士法人　開東社会保険労務事務所
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル７階　ＴＥＬ 03-3369-7411/8411
ＦＡＸ Ｓｔｏｐ！ 次回以降のＦＡＸがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。　ＦＡＸ 03-3369-2711